

第13回社会保障審議会  
少子化対策特別部会

資料2

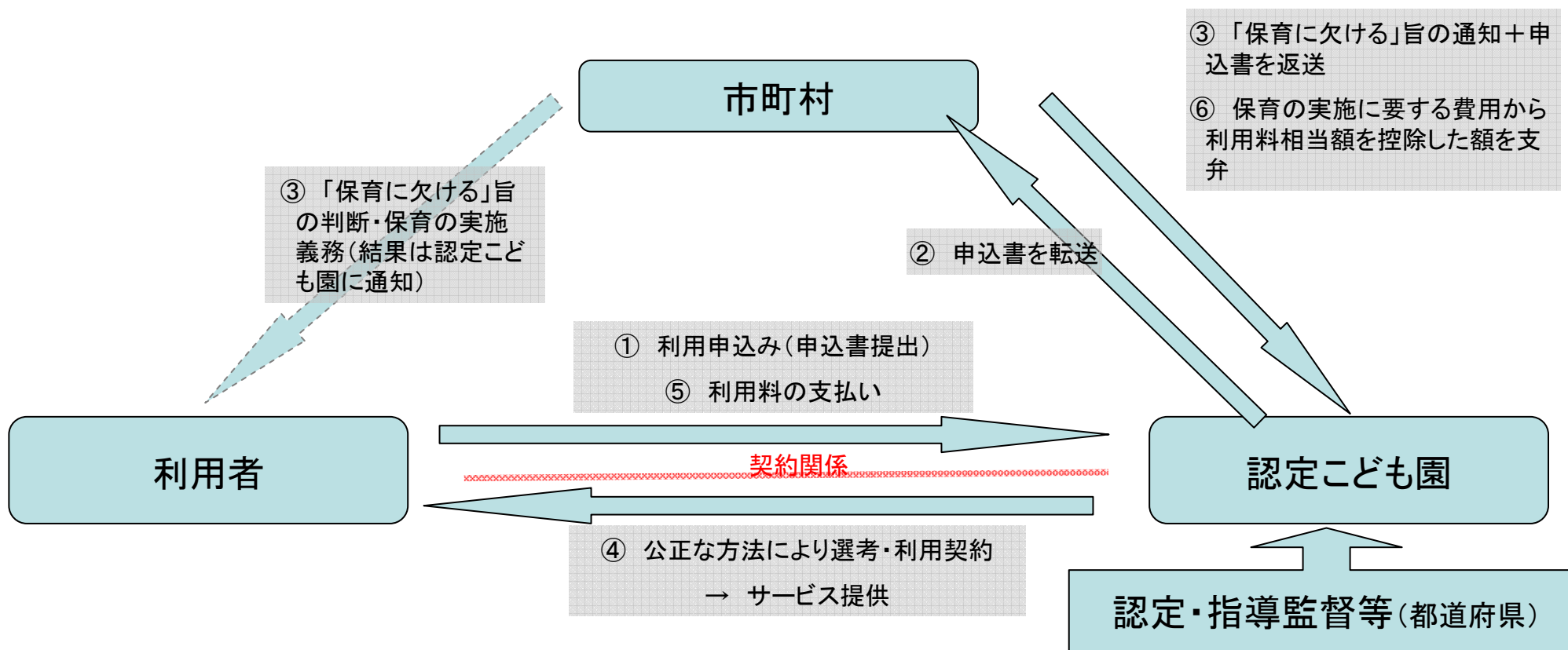
平成20年10月6日

## 前回委員よりお求めのあった資料

# 現行の認定こども園のサービス提供の仕組み

## (現行の認定こども園の利用方式)

- 現行制度における認定こども園(幼保連携型・保育所型)の利用方式は、以下のとおり。
  - ① 保護者が、希望する認定こども園へ申込書を提出、
  - ② 認定こども園は、保護者からの申込書を市町村へ転送、
  - ③ 市町村において、対象児童が「保育に欠ける」か否かを判断し、認定こども園へ通知・申込書を返送
  - ④ 認定こども園において公平な方法により選考し、保護者と利用契約



# 東京都認証保育所のサービス提供の仕組み

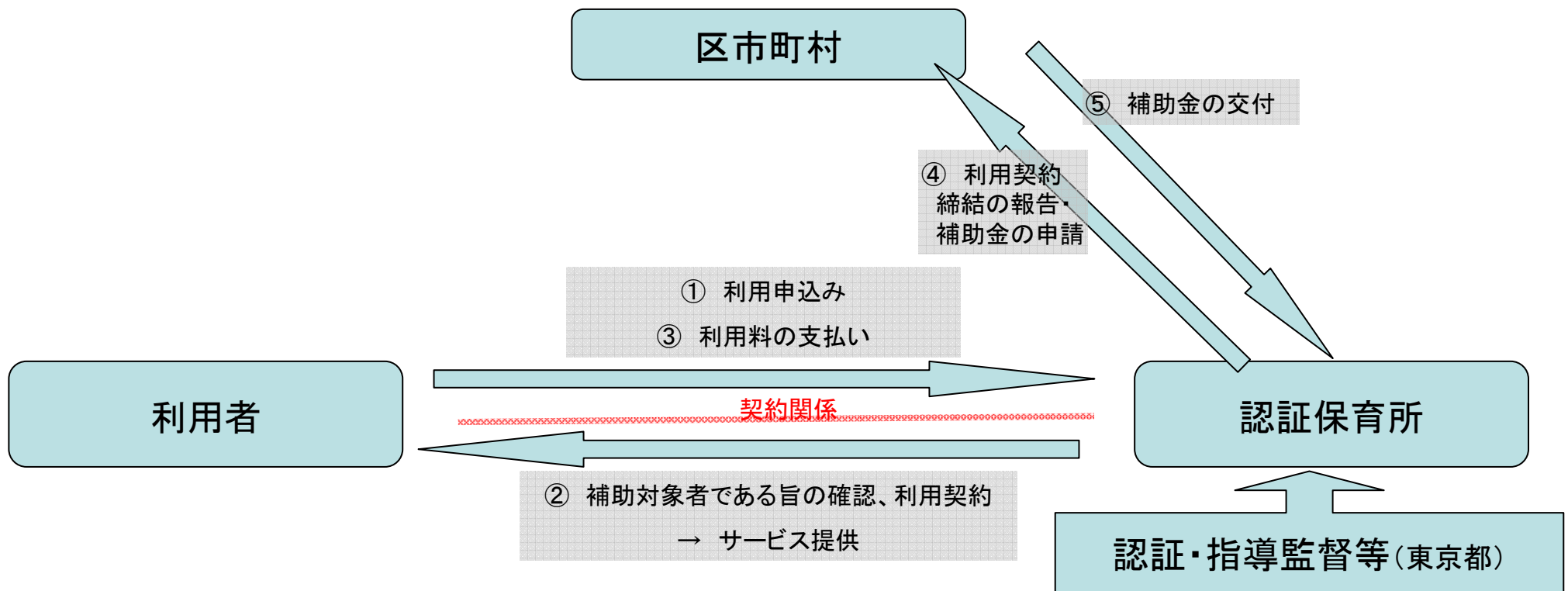
## (東京都認証保育所の利用方式)

○ 東京都認証保育所の利用方式は、以下のとおり。

① 保護者が、希望する認証保育所へ申込み。

② 認証保育所は、保護者が補助対象者(※)である旨を確認し、保護者と利用契約

(※補助対象者は、A型は月160時間以上の利用が必要な0～5歳、B型は区市町村が必要と認める0～2歳の都在住児童)



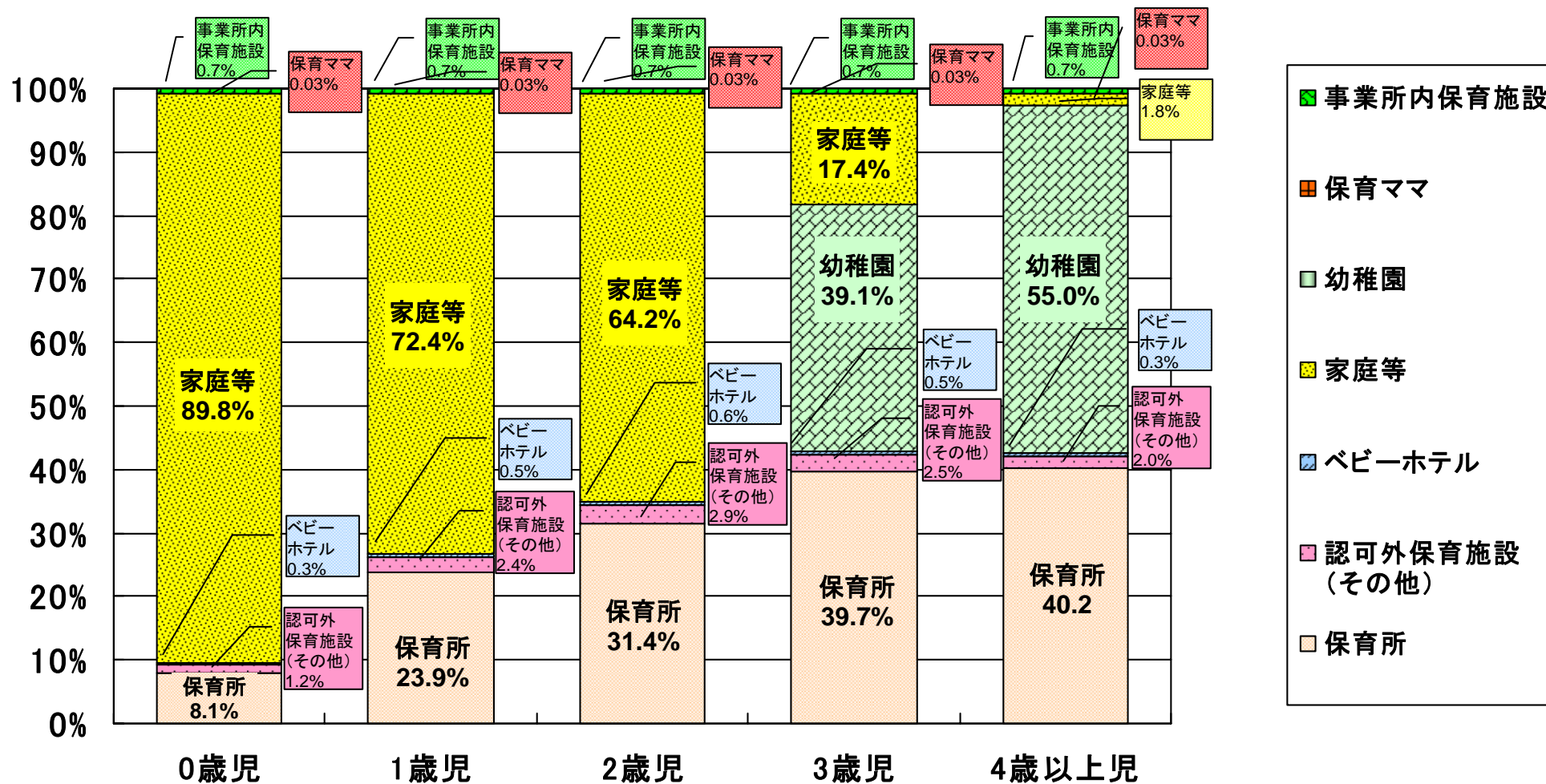
## サービス提供の仕組みの比較

	現行の認可保育所の サービス提供の仕組み	現行の認定こども園の サービス提供の仕組み (幼保連携型・保育所型の場合)	東京都認証保育所の サービス提供の仕組み
(1) サービス・給付の保障	市町村に対する保育の実施義務 (※地域の保育所の受入能力がない等やむを得ない場合は、「その他適切な保護」で足りるとする例外有り)	現行の認可保育所と同じ	— (予算の範囲内での補助事業)
(2) 給付の必要性・量の判断	市町村において「保育に欠ける」か否か、及び、優先度について判断。 (※受入保育所の決定と一体的に実施。 )	市町村において「保育所に欠ける」か否かについて判断 ※優先度については判断せず。 ※認定こども園の入所決定とは分離して判断を実施。	認証保育所において、補助対象者である旨の確認。 ※補助対象者は、A型は月160時間以上の利用が必要な0～5歳、B型は区市町村が必要と認める0～2歳の都在住児童
(3) サービス選択・利用方法 (契約関係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準を満たした認可保育所の中から選択 (※定員を超える場合は市町村が公平な方法で選考。 )</li> <li>・ 利用者が市町村へ、入所希望保育所を記載の上申込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認可保育所の基準を満たした認定こども園の中から選択</li> <li>・ 利用者と認定こども園が契約</li> </ul> <p>※認定こども園に応諾義務(正当な理由がない限り入所拒否は不可) ※定員を超える場合は、公正な方法により選考。(選考方法は都道府県へ事前届出) ※母子家庭・虐待ケースについては配慮義務有り。 *選考・入所決定は一般的に前年秋頃に実施されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都の基準を満たした認証保育所の中から選択</li> <li>・ 利用者と認証保育所が契約</li> </ul>

	現行の認可保育所の サービス提供の仕組み	現行の認定こども園の サービス提供の仕組み (幼保連携型・保育所型の場合)	東京都認証保育所の サービス提供の仕組み
(4) サービスの 価格	<p>公定価格 (※国が地域等に応じ市町村へ 交付する「保育所運営費負担 金」を定めている。)</p>	<p>認定こども園が、保育の実施に 要する費用・保護者の家計に与 える影響を勘案し、児童の年齢 等に応じて設定。 (※設定した利用料額を市町村 長に届出。不適當な場合は市町 村長が変更命令。)</p>	<p>一定の制限下での自由価格 (※国が定める利用料徴収基 準額の最高所得階層の額(0～ 2歳は8万円、3歳以上は7万7千 円)の範囲内で、認証保育所 が設定。)</p>
(5) 給付方法 (補助方式)	<p>・市町村が保育所へ、委託費 (運営費)を支払い。</p>	<p>・市町村が保育所へ、保育の実 施に要する費用から認定こども 園が徴収する保育料相当額を控 除した額を支払い。  ※ 利用料が高額であれば市町村 からの支払いが減額される。 ※ 利用料が認可保育所の利用料 相当額より低額である場合は、認 可保育所の利用料相当額を控除し た額以上の支払いは行われない (認可保育所の利用料相当額より 割り引いた分は市町村は負担しな い。)</p>	<p>・区市町村が認証保育所へ、 区市町村で定める補助金額を 交付。</p>
(6) 利用者負担	<p>・市町村が保護者から所得に応 じた利用料を徴収 (※利用料額は市町村が決定)</p>	<p>・認定こども園が保護者から利 用料を徴収。 (※利用料額は認定こども園が 設定、市町村長に届出。不適當 な場合は市町村長が変更命令)</p>	<p>・認証保育所が保護者から利 用料を徴収。 (※利用料額は(4)の上限額の 範囲内で認証保育所が設定)</p>

# 就学前児童が育つ場所

○就学前児童が日中育てられている場所を年齢別に見ると、以下のとおり。



出典) 就学前児童数: 平成19年人口推計年報【総務省統計局(平成19年10月1日現在)】  
 幼稚園就園児童数: 学校基本調査(速報)【文部科学省(平成20年5月1日現在)】  
 保育所利用児童数: 福祉行政報告例(概数)【厚生労働省(平成20年4月1日現在)】  
 認可外保育施設、ベビーホテル: 厚生労働省保育課調べ  
 保育ママ、事業所内保育施設: 厚生労働省保育課調べの年齢計の入所児童数を按分した数値  
 家庭等: 就学前児童数と各施設入所児童数総計との差